

平成 1 3 年度

危機管理マニュアル

《ソフト面における
危機回避の視点と点検》

河内長野市教育委員会
学校教育課

目 次

第一章		
危機管理マニュアル作成にあたって	・・・・・・・・	2
第二章		
安全管理の 8 つの視点		
; 地域は公立学校の生命線 保護者や地域の人々と共に学校づくり！	・・・・・・・・	3
; 未然防止の視点 トータルとしての安全管理！		
; 情報管理の視点 平素からの連携がポイント		
; 不審者対応の視点 即断・即行動が基本行動パターン	・・・・・・・・	4
; 緊急下校の視点（ 1 ） 《市教委からの緊急指示がでた場合》	・・・・・・・・	5
; 緊急下校の視点（ 2 ） 《学校園長が独自に判断する場合》	・・・・・・・・	6
; 負傷者等がでた場合の視点 安易な判断は禁物、二次災害につながる！ 保護者との細かな情報連携がポイント！	・・・・・・・・	7
; 侵入者により火災が発生した場合の視点 パニック・混乱が一番の壁！	・・・・・・・・	8
第三章		
不審者侵入等に備える校内点検項目	・・・・・・・・	9
A：入校者の確認体制		
B：情報の収集・伝達・確認		
C：園児、児童・生徒への日常指導		
D：教職員の危機意識		
E：緊急時への事前準備		
F：施設設備の保守、管理		
不審者侵入等に関する点検項目チェック表	・・・・・・・・	12
【資料】		
関係諸機関連絡網		
参考通知文		

危機管理マニュアル作成にあたって

危機管理、危機対応が叫ばれているが、危機回避のための平素の準備の程度により、かなりの割合で危機を回避できる場合が多い。特に、教職員の危機管理能力の高い学校は、多くの課題を未然に回避していると言える。

しかし、先般の小学校への乱入殺傷事件等に見られるように、従来の管理意識からは、とうてい想定し難い事件が頻発し始めている現状では、学校園における危機管理の方法にも、新たな視点を加えながら、格段にレベルアップが要求されはじめている。

学校園においては、なによりも子どもたちの生命や安全の確保が最優先されることは論を待たない。

この姿勢を持つ限り、危機対応への心構えは極めてシンプルなものである。

しかし、保護者の負託を受け、多くの子どもたちの生命を預かる学校においては、平素から緊急事態を想定して、避難マニュアルを読み合わせたり、効果的かつ合理的な危機管理、危機対応への訓練をしておくことは、子どもたちや保護者からの信頼を得るためにも極めて重要なことである。

さて、教職員が平素から身につけておくべき力としての基本は、自分の学級および学年は自分一人でも責任を持って掌握できることである。

不審者への対応、ケガ、火災、地震等での子どもたちの初期救出活動など、危機に当たっては、学校長をはじめ教職員は、その対応にかなりの人員を割かれることになる。このような緊急時においては、その場にいる教職員一人ひとりが、子どもの生命、安全の確保に全神経を集中しなければならない。

次に、指揮・命令の徹底ということである。危機に当たって、まず判断を下し、指揮・命令を出すのは学校長の責務であるが、同時に、教頭をはじめ全教職員の一系乱れぬ姿勢が危機回避に大きく影響を与えられられる。

管理職不在時の緊急事態には、それぞれが意見を出し合う時間的、精神的余裕はない。管理職以外の教職員が、勇気を持って判断し指揮・命令を下さなければならない事態も予想できる。だからこそ、平素より危機対応に当たっては、指揮命令系統の整備に努めておかなければならない。

また、養護学級や通級教室等に在籍する、特別な支援を必要とする子どもたちの安全確保には、より重点的かつ慎重な対応を考えておかなければならない。

以下に、今回の事件・事態を参考に、危機管理に関わる重要な視点と、日常の点検項目や危機対応についてのマニュアルを示す。

冊子中の危機管理に関わる点検項目や基本姿勢は、各校が実践的な対応を行う上で重要であると考えられるもの示したものであるが、本来、各学校園が園児・児童・生徒の実態を踏まえ、施設・設備、校区の様子などを考慮した上で作成いただくものが最も実際的かつ効果的である。

この危機管理の視点や点検内容を参考に、是非、各学校でオリジナルな点検項目を作成いただき、瞬時に行動できる対応マニュアルを早急に作成いただきたい。

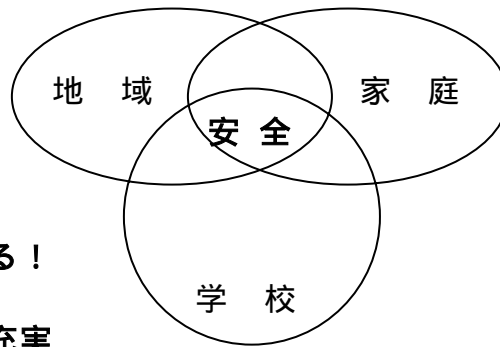
なお、この対応マニュアルは、不審者が侵入してきた場合や危険が予想される情報が入った場合、園児、児童・生徒に負傷者がでた場合等を中心に作成したものであるが、この他にも、台風や地震等、自然災害の発生や、修学旅行や遠足等での事件・事故、いじめが判明した場合や表簿類が紛失した場合、学校園の不祥事が発生した場合、情報開示の請求があった場合など、数え上げれば様々なケースが予想され、是非、平素から、これらの危機をも想定した具体的な対策に心がけていただきたい。

安全管理の8つの視点

；地域は

公立学校の生命線

保護者や地域の人々と
日常的に学校づくりを
すすめる体制が
子どもの安全確保につながる！

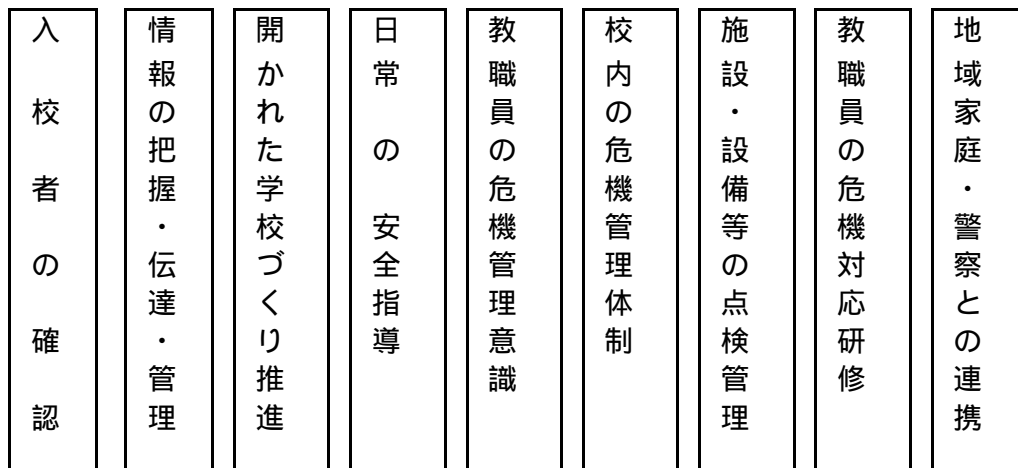


校区教育問題懇談会の機能の充実

；未然防止の視点

トータルとしての安全管理！

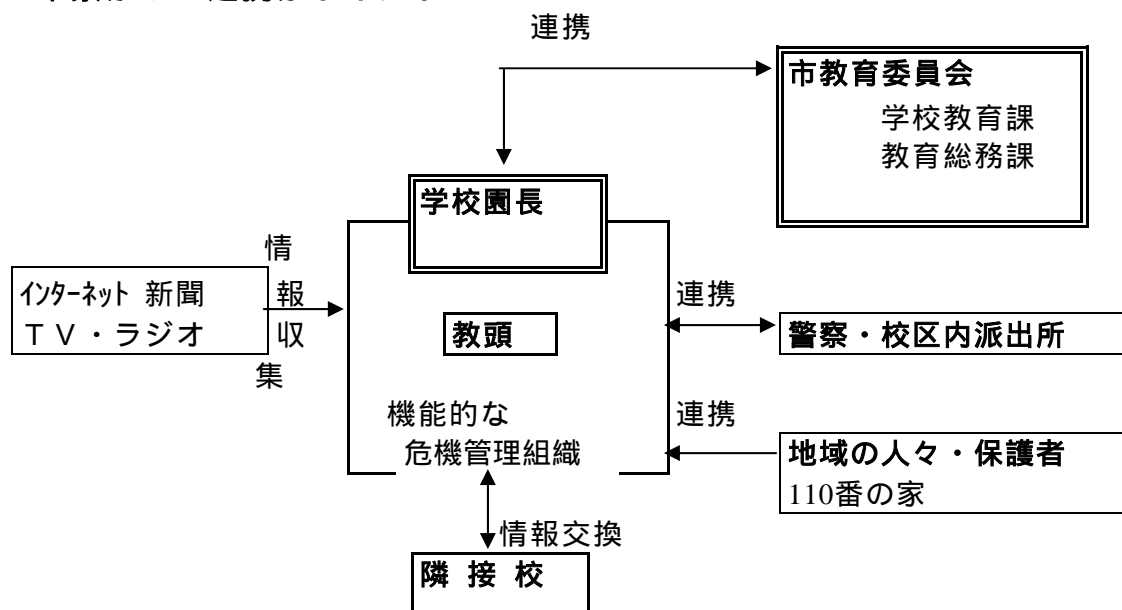
子どもたちの安全な学校生活



遠足、修学旅行、体験活動等学校外での活動を含む全教育活動を視野に入れた安全確保の体制

；情報管理の視点

平素からの連携がポイント



；不審者対応の視点

即断・即行動が基本行動パターン

《平素からの訓練が基本》

《子どもからの情報》

複数教職員が、無線機を持ち現場へ向かい、状況を把握して職員室へ報告する。

《巡回中の教職員の情報》

無線機、インターホン等により職員室へ簡潔に連絡する。

《偶然に発見》

不審者の状況により子どもたちを遠ざける。何らかの方法で職員室へ連絡する。

不審者として認識

(人権への配慮)

危機的状況であれば大声を上げ複数人数で即時対応する。

- ・校内放送「先生は へお越し下さい。」
- ・教職員だけがわかる を決めておく
- ・ は対応現場名
- ・ 学校長判断で警察と教育委員会に通報

授業中の場合

- ・授業中の教職員は、心構えをして次の放送を待ちつつ、通常授業を進める。
- ・この段階で避難ルートを想定する。
- ・空き教職員は学校長、連絡係を残して無線機等を携帯し全員現場へ

休み時間の場合

- ・担任は子どもたちを教室に入れ着席させる。担任不在の場合は空き教職員が行く。(点呼確認)
- ・学校長、連絡教職員を残して教頭・副担任は無線機等を携帯して現場に向かう。

(対応中は原則として児童生徒を動かさない)

- ・校内放送で「(再度授業中失礼します。)先生はただちに へお越し下さい。」(教職員だけがわかる符号を決めておく)

この段階の先生は危機対応教員のこと

- ・「危機対応教職員」(仮称)は直ちに現場に向かい、不審者に退校を促す。
- ・「危機対応教職員」の抜けた教室は他の教職員でカバーし、子どもたちの動揺を抑える。
- ・「危機対応教職員」は警察が来るまで時間を稼ぐ。
- ・園児、児童・生徒の誘導の決定

ケガ人等に対して(複数を想定)

- ・救急車を要請し、付添人が必ず乗る。
- ・園児、児童・生徒の場合は、保護者に連絡し搬送先医療施設へ来てもらう。

他の児童・生徒

- ・市教委に報告するとともに、子どもたちを下校させるかどうか判断する。
- ・家庭連絡網、PTA等に連絡。
- ・保護者不在の場合は、学校に留め置き、安全を確保する。

心のケア等事後指導を万全にすること。

；緊急下校の視点（１）

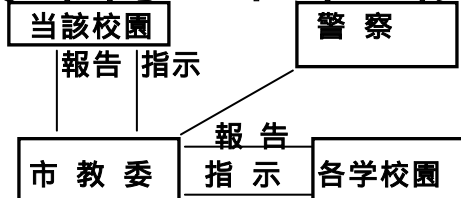
《市教委からの緊急指示がでた場合》

＝ 緊急事由の定義 ＝

不審者等による子どもの身体・生命に係わる事項

犯罪等の発生により直接的・間接的に子どもに影響が懸念される場合

緊急事由発生（市内・市外・隣接地域）



関係諸機関
連絡網参照

連絡方法	防災無線の使用 あるいは 電話 / FAX
------	-----------------------

指示内容	緊急対応の視点
A号措置	<p>次の指示があるまで学校管理の元、児童・生徒は学校待機 部活動・係活動中止 PTA役員の臨時招集（携帯電話持参の依頼）</p> <p>学校による緊急下校が危険である場合 保護者連絡 ・ 緊急迎いの依頼 保護者不在の場合は連絡が取れるまで学校待機 教職員による安全確保 事後措置について市教委連絡要</p>
B号措置	<p>教職員による通学路の安全確認 部活動・係活動中止 園児、児童・生徒の人員確認と下校注意 保護者への一斉下校への協力依頼 緊急一斉集団下校 ・ 教員の複数体制による ・（平素からの緊急下校指導） ・ 携帯電話等連絡方法の確保</p> <p>教職員及びPTA協力による通学路、現地での指導 完全下校確認 事後措置について市教委連絡要</p>
C号措置	<p>学校長判断による対応 事後措置について市教委連絡要</p>

校外での活動中の対応

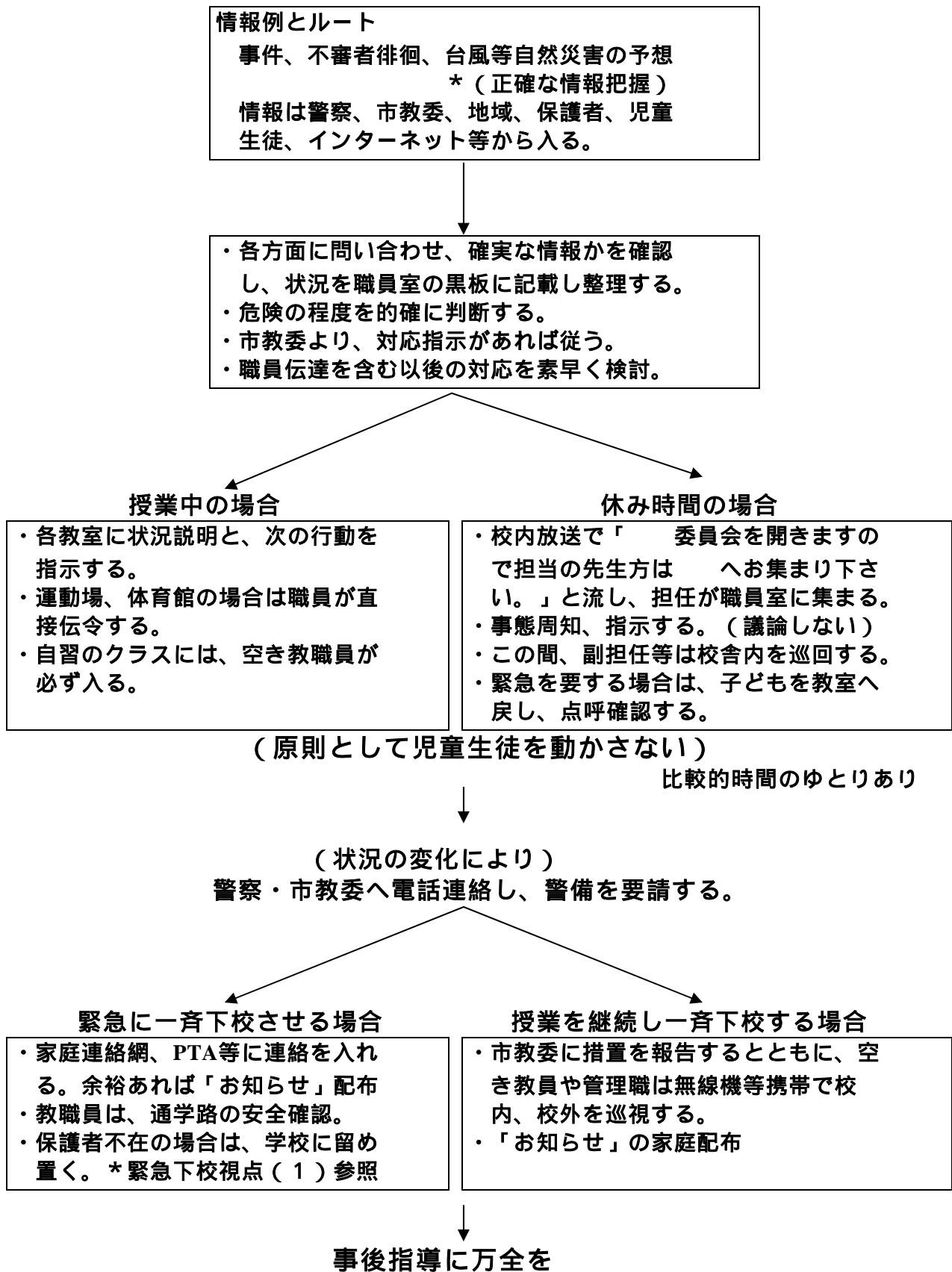
事件事故の際の役割分担を決めておく。ケガ等が出た場合は、誰がどこに搬送されているか完全に把握しておく。

全体指揮者等が常時使用できる連絡手段（携帯電話等）を持っていること。

市教委より指導主事、学校より教員を緊急に派遣する。

；緊急下校の視点（２）
《学校園長が独自に判断する場合》

平素の万全の準備が危機を救う！



；負傷者等がでた場合の視点

安易な判断は禁物、二次災害につながる！

保護者との細かな相互連絡、連携がポイント！

複数教職員による対応
負傷者、発症者の人数、クラス、氏名、状態を確認
部位によっては動かさないこと
状況によっては、救急車を依頼する。

負傷者搬送	保健室へ搬送後、養教に委ねる。 校長・担任に報告 * 複数の負傷者対応
現場の安全確保と維持	周囲の子どもから事情を聞き、記録する。 周辺の子どもの安全確保

子どもに服薬、アレルギー等注意事項がないか保健調査票等でチェックする。

救急車搬送

保護者へ連絡。搬送先がわからないときは、自宅か職場で保険証持参で待機してもらう。
子どもに服薬、アレルギー等注意すべきことはないか必ず電話確認する。

学校での搬送

搬送前に、家庭連絡し、簡単な事情説明と、指定の病院等を聞く。
保険証を持って病院に来てもらうよう連絡する。
子どもに服薬、アレルギー等注意すべきことはないか必ず電話確認する。

(保護者が来るまで養教・担任は病院待機)

医師より状態の説明を受ける。
保護者・担任・養教が同席することが望ましい。

・ 帰校し、管理職に報告する。
必要があれば管理職も見舞う。
・ 養教は対応等について記録する。

家庭訪問等ていねいな事後指導

； 侵入者により火災が発生した場合の視点
パニック・混乱が一番の壁！

< 平素からの訓練 >

出火場所を数カ所想定しての避難訓練を実施しておく。
校門付近や校舎内の障害物を撤去しておく
炎より煙の対策
多数の負傷者に対応できるように訓練
消防車、救急車と交錯しないような避難経路の確保
平素から消火器の所在、使い方を全員熟知しておく、ヒューマンエラーを防ぐ
持ち出し書類等の確認
教職員は学年を一人でも移動させる訓練

火 災 の 発 生

消防署へ連絡、出動要請を行う。
市教委へ連絡する。
校門を開ける。（閉門中の場合）
教職員による初期消火活動開始
園児、児童・生徒を出席簿で確認する。
園児、児童・生徒の避難の準備
最も安全なルートと避難場所を決定
（あわてないこと）

< 初期消火成功 >

子どもたちを教室へ入れ、担任が状況説明し、混乱を沈める。
火災場所の現状維持
放火の疑いがあれば、空き教職員が校内の巡視にまわる。

平常に戻り授業継続

< 初期消火失敗 >

避難の放送を入れる。
あわてずに誘導する。

避難場所で

点呼、確認、報告
負傷者の確認
負傷者が複数がある場合は、学年、クラス、氏名を把握する。
搬送先病院へ付き添う。

授業継続か一斉下校か判断する。
教職員へ指示徹底

教育委員会へ報告
保護者へ説明
プレス対応

《 事 後 指 導 を 忘 れ ず に 》

不審者侵入等に備える校内点検項目

【 NO. 1 】

	点 検 項 目	確 認
A 入 校 者 の 確 認 体 制	来訪者は必ず職員室に来るようになっている。	
	入校希望者の入校の目的を聴取したり、用紙への記入を求めるなど確認している。	
	来訪者に、保護者、地域の人、業者等が識別できる許可証等の配布、回収をしている。	
	入校者について、全教職員に知らせる体制がある。	
	報道機関等には担当者を決める等、適切に対応している。	
	入校者には、全教職員で声かけを実施している。	
	怪しいと思ったときに、躊躇せず管理職に報告している。	
	特別な行事の時、すべての来校者の確認はできている。	
	フリー参観等来校者が多い時、PTA等による安全確保のための支援体制をとっている。	
	安全確保のため、人材活用など地域社会の協力が得られている。	
教職員に「今日は来校者が多い日である。」等の日々の基本認識がある。		
複数の教職員やPTA協力による校区巡視を定期的実施している。		

	点 検 項 目	確 認
B 情 報 の 収 集 ・ 伝 達 ・ 管 理	外部からの情報が管理職に素早く集まる体制ができている。	
	校園長不在時の緊急時に、適切な判断と指示を出せる危機管理のための組織がある。	
	管理職不在の時に、すぐに管理職に連絡を取れる体制になっている。	
	職員会議、学年会議等で、危機管理、安全確保に関する議題が取り上げられている。	
	職員会議、学年会議等で、危機管理、安全確保に関する情報交換ができている。	
	インターネット、テレビ、ラジオ等で情報収集している。	
	市教委等からのFax等の情報がすぐに管理職に届けられている。	
	地域の情報が、短時間で学校に集まるシステムがある。	
	中学校区単位で、相互の情報交換体制ができている。	
	平素から、河内長野警察、校区駐在所等と連絡を取り合っている。	

	点 検 項 目	確認
C 児 童 ・ 生 徒 へ の 日 常 指 導	保護者から欠席・遅刻等の連絡がかならず学校に入っている。	
	担任は、2時間目開始までに欠席者・遅刻者の状況を把握している。	
	子どもたちに、登下校時の通学路を守らせている。	
	子どもたちに、通学路、生活道路等の危険個所を周知している。	
	子どもたちに、子ども110番の家等「駆け込み場所」を教えている。	
	子どもたちに、交番、駐在所等の所在地を指導している。	
	学校の中で、誰でも入れる場所、入れない場所の指導をしている。	
	子どもたちが来校者にあいさつするよう指導している。 (不審者探しではないことに十分に留意)	
	学校園は、保健安全の授業等に、安全に関する年間計画があり、機会を捉えて、自分の身を守ることを指導している。	
	養護学級等配慮を必要とする子どもたちの避難について、十分な準備ができている。	
	子どもたちからの情報を受け入れられる教職員の雰囲気作りができている。	
	教職員は、常に緊急時に備えて、上靴のかかとを踏まないこと等の指導をしている。	
	校園内外を問わず緊急時には、大声をあげて助けを求めることを指導している。	
	放課後等に個別指導をした時の下校指導について配慮をしている。	
	学校は、部活動等の下校時の注意を与えている。	
学校は、部活動の下校時間を守らせている。		
部活動等、夜遅く下校する子どもたちには、防犯ブザーを貸与したり、保護者連絡など配慮している。		

	点 検 項 目	確認
D 教 職 員 の 危 機 意 識	教職員は、空き時間等での校舎内、校庭等の巡視を実施している。	
	教職員は、放課後等での校区の巡視を実行している。	
	職員朝礼時の、子どもの指導のための教職員配置はできている。(教員と子どもが離れる時間帯のカバー)	
	登校時間帯に校舎内を見回っている。	
	教職員が授業終了後、職員室に戻る時間帯を利用して、校内の見回りを心がけている。	
	教職員は、大けがに備えての応急手当ができる。	
教職員は、複数により対応できる体制ができている。		

	点 検 項 目	確認
E 緊急時に備えた事前準備	休暇、遅刻、早退、出張の教職員を黒板等に正確に明示している。	
	予想される危機に応じて教職員のとるべき行動が周知されている。	
	危機に当たり、全体指揮者、誘導のための学年指揮者、連絡員、対応教職員等の役割分担、対応マニュアルが明確化している。	
	学校園の電話のメモリに河内長野警察の電話番号が入力されている。	
	危機を感じたら、躊躇せず警察等に出動を依頼する心構えができている。	
	不審者が校園内に入った場合、子どもたちを安全に避難誘導する経路が複数設定されている。	
	避難誘導した後、教職員が子どもの周辺に効果的に立てる。	
	不審者侵入時に、子どもに知らせるか否かの判断基準はできている。	
	避難時、待避時の子どもたちの動揺を抑える方法ができている。	
	緊急時の下校で、集団による下校体制ができている。	
	緊急時の下校で、教職員を通学路の要所に配置できる体制を作っている。	
	緊急時の教職員の移動方法（交通手段）がある。	
学校園の作ったマニュアルが効果があるか実際に訓練し、その結果を評価し、フィードバックしている。		

	点 検 項 目	確認
F 施設・設備の保守・管理	校門、塀、外灯、窓、出入り口、非常口等施錠できるか、開けられるかハード面の基本点検はしている。	
	教職員は警備システム、防犯システムを理解している。警備会社に指導を受けた。	
	警備会社の電話番号を学校の電話のメモリに入れている。	
	消火器、消火ホースがどこにあるか知っている。また、すぐに使える。	
	出入り口、廊下等に避難の妨げになる物を置いていない。	
	倉庫や空き部屋等不審者が潜む可能性がある場所を施錠している。	
	非常ベル、玄関のインターホン、無線機等が正常に作動する。	
	教職員は、教室に向かう時に防犯ブザーを持参している。	

不審者侵入等に関する点検項目チェック表

河内長野市立

学校

以下の点検項目確認いたしました。

項目番号	確認
A 入 校 者 の 確 認 方 法	

項目番号	確認
C 児 童 ・ 生 徒 へ の 日 常 指 導	

項目番号	確認
E 緊 急 時 に 備 え た 事 前 準 備	

項目番号	確認
B 情 報 の 収 集 ・ 伝 達 ・ 管 理	

項目番号	確認
D 教 職 員 の 危 機 意 識	

項目番号	確認
F 施 設 ・ 設 備 の 保 守 ・ 管 理	

* 学校及び地域の実情により、異なる対応をしている場合

